

コーポレート・ガバナンス

透明性・客観性の高い経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

コーポレート・ガバナンスの考え方

当社では「お客さま第一主義」の経営理念を基軸として、お客さま、社会、株主・投資家の皆さま、従業員等をステークホルダーとして捉え、「最大のお客さま満足の創造」、「社会からの信頼確保」、「持続的な企業価値の創造」、「職員・会社の活性化」を経営基本方針として定めています。これらさまざまなステークホルダーの満足度を高めることにより、企業価値の向上に努めていきます。

また、当社は内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を内部統制基本方針として定めています。本基本方針は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的としています。

コーポレート・ガバナンス体制

■ 業務執行について

取締役会

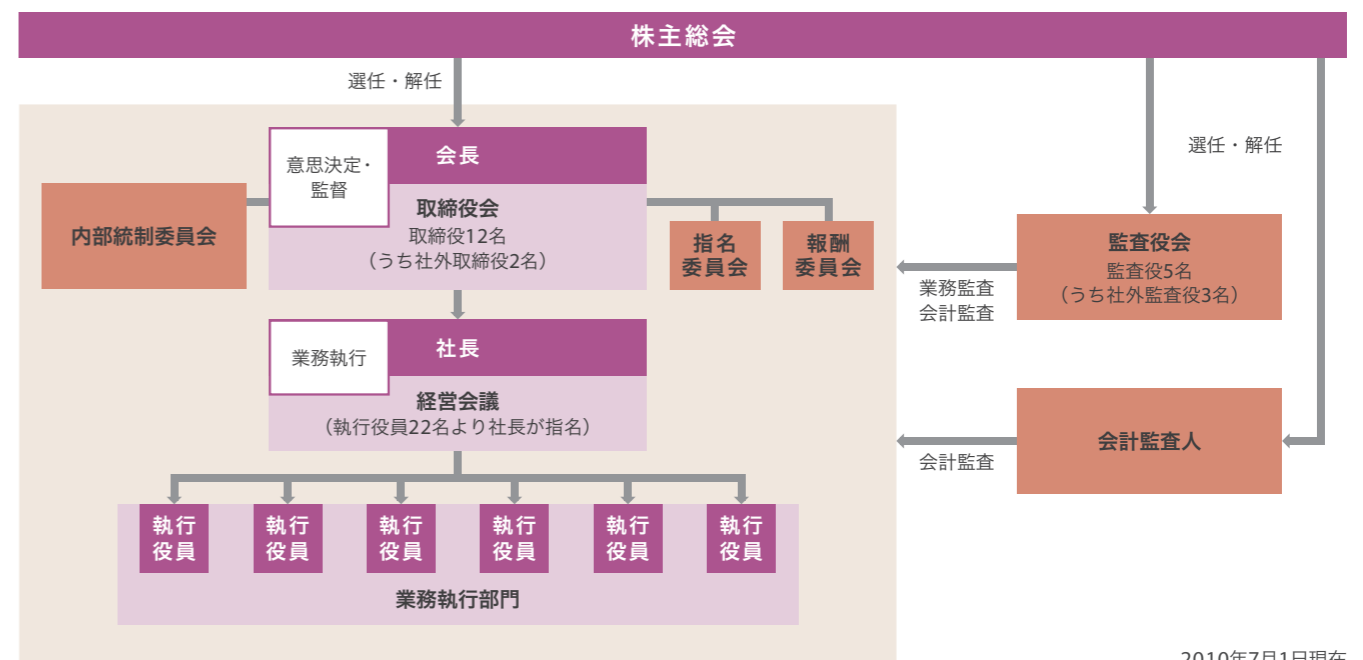
当社は取締役会において経営の重要な意思決定、およ

び業務執行の監督を行っています。2010年7月1日時点で、取締役は12名となっています。経営管理機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を2名選任しています。なお、取締役会は、原則毎月開催し、さらに必要に応じて臨時に開催することとしています。

また、経営の透明性を一層高めるために、取締役会の任意の諮問委員会として、社外取締役2名・会長・副会長・社長で構成される指名委員会および報酬委員会を設置しています。指名委員会において取締役選任候補者の適格性の確認を行うとともに、報酬委員会において取締役、執行役員報酬制度等について審議しています。

取締役の人数	12名
社外取締役の人数	2名
取締役会の開催回数	21回（2009年度）
社外取締役の活動状況	会社経営者としての豊富な経験や行政機関における経験および企業倫理・経済倫理の専門的な知識等を踏まえ、発言を適宜行っています。

コーポレート・ガバナンス体制



2010年7月1日現在



いちばん、人を考える会社になる。

持続的な企業価値の創造

人を考える。それは、グローバルな視点を持って、未来に向けた新たな挑戦をつづけること。生命保険事業は、社会性・公共性の高い事業です。コーポレート・ガバナンスの強化により信頼を確保し、いちばん、お客さまから支持される会社を目指します。



2010年4月1日 第一生命保険株式会社 発足

- 1 新看板の掛け替え
- 2 全職員が参加した「6万人の入社式」
- 3 第一生命本社
- 4 東証一部に上場
- 5 株主総会を開催

業務執行

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。2010年7月1日時点で、執行役員は22名(うち取締役との兼務者7名)となっており、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議を行っています。

■ 監査について

監査役監査

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリング等を通じて、取締役および執行役員の職務遂行の監査、当社および子会社のコンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。2010年7月1日時点で、監査役は5名(うち社外監査役3名)となっています。

また、監査役を補助すべき使用人を監査役室に配置し、当該使用人の人事異動および評価等に関しては監査役と協議を行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

監査役の数	5名
社外監査役の数	3名
監査役会の開催回数	12回(2009年度)
社外監査役の活動状況	弁護士としての専門的な知識・経験や、会社経営者としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っています。

内部監査

当社では、コンプライアンスやリスク管理等の観点から、各業務執行所管や募集代理店の業務について内部的に業務監査を実施する組織として業務監査部を設置しています。牽制機能や業務監査の実効性を確保するため、業務監査部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

情報開示

当社は、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対して当社の情報を適時・適切に開示し、経営の透明性を高め、当社について正確に認識・判断いただくことが重要なコーポレート・ガバナンス強化策と考えています。情報開示基本方針を取締役会で策定するとともに、不適切な事象が発生した場合の公表について社内規程を定めています。

情報開示基本方針	
1	金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等の定めに従い情報開示を行います。
2	上記に加え、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまにとって重要と判断される情報について、適時・適切に情報開示を行います。
3	社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対する公平な情報開示に努めます。

■ 情報開示の充実

情報開示基本方針ののっとり、情報開示のさらなる充実を図っています。

情報開示の主な実績(2009年4月～2010年5月)

2009年9月14日	「2009年3月末ヨーロッパ・エンベディッド・バリューの開示について」を公表しました。
2010年1月12日	「社長交代について」を公表しました。
2010年3月23日	「株式会社化・上場に伴う売却条件の決定について」を公表しました。
2010年5月14日	「『平成21年度決算』について」を公表しました。昨年度決算公表と比較し、6日間の早期化を図っています。

Web ニュースリリース

■ 保険金等のお支払いに関する業務改善計画の実施状況の公表

2008年8月1日に公表した業務改善計画について、その実施状況を定期的に公表しています。

内部統制

業務全体を適正・効率的に運営するため、「内部統制基本方針」のもと、態勢の整備を進めています。

内部統制の方針

当社は、会社法の施行に対応し、2006年4月1日付で、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しました。

また、内部統制態勢の整備の一環として、同年4月に内部統制委員会を設置しました。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として、内部統制態勢の整備・運営を推進し、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応等に関する事項についての確認・審議を行います。内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当役員で構成され、原則毎月開催されます。

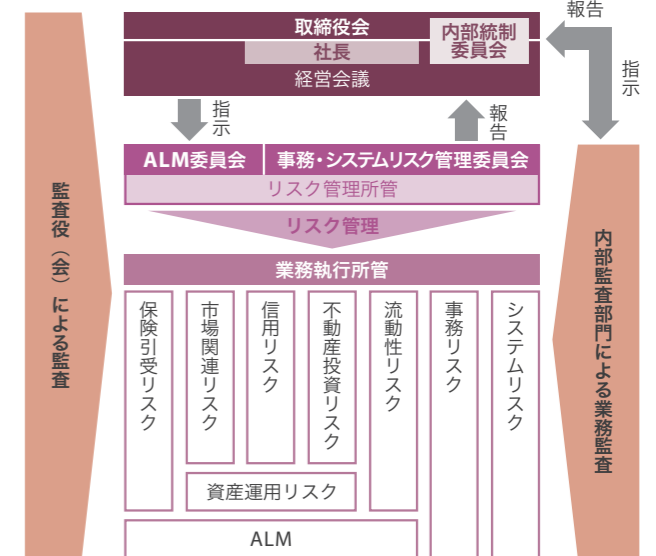
内部統制基本方針	
1	法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2	顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報等の情報資産を適切に保護管理すること
3	リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
4	反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
5	子会社等における業務の適正を確保すること
6	財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
7	業務監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

リスク管理

業務運営を健全かつ適切に保ち、保険契約上の責務を確実に履行するため、さまざまなリスクを把握・評価し、それに基づいた的確な対応を行うことがリスク管理の基本的な考え方です。

具体的プロセスとして、まずリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」に分類しています。そして組織・ルールを整備し、それぞれのリスク特性に応じた管理に取り組んでいます。あわせて、通常のリスク管理では対処できないような大地震等の発生に備え、危機管理、大規模災害リスクの管理等に関する態勢の整備を行っています。

リスク管理に関する組織体制



■ リスク管理態勢の整備

事業運営を通じて発生する各種リスクに対しては、それぞれのリスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する態勢を整備しています。あわせて、全社のリスクを統合的に管理する組織としてリスク管理統括部を設置し、内部管理態勢の強化を図っています。これらのリスク管理の有効性・適切性については、業務監査部が監査しています。また取締役会は、リスク管理状況の報告を踏まえて意思決定を行い、監査役は会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

■ 財務健全性のコントロール

当社では、自己資本等の財務基盤とリスクが顕在化した場合の予想損失金額を会社全体で管理するなど、財務健全性の向上に努めています。特に、資産と負債の特性を十分に認識した収益・リスク・資本のマネジメントが重要であるとの観点から、ALM*委員会を設置し、資産と負債の統合的な管理を行う態勢を整備しています。

※ ALM：Asset Liability Management（運用資産と負債（保険契約）を適切にコントロールしていく仕組み）

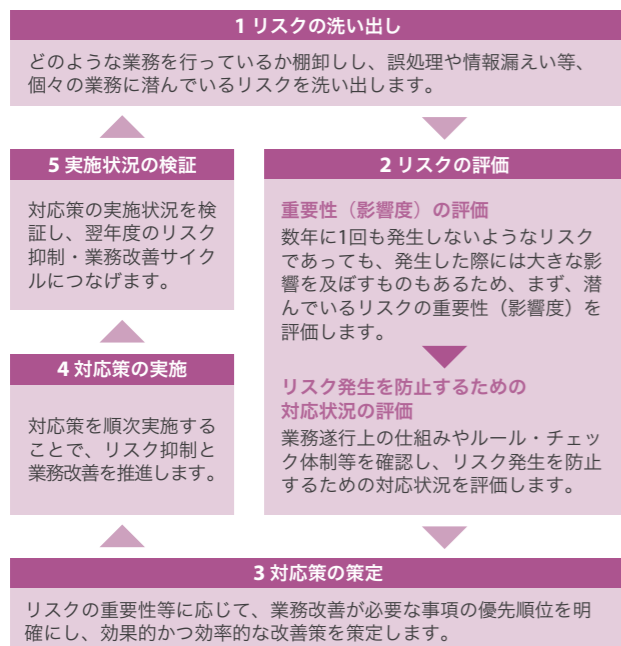
■ 内部統制の実効性を高めるセルフ・アセスメント

当社では、業務上のリスクに対する内部統制全般の実効性を高めることを目的に、リスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化した「内部統制セルフ・アセスメント（CSA*）」を実施しています。CSAでは、日常の業務に潜む「事務リスク」「システムリスク」等の「オペレーショナル・リスク」を対象としており、業務ごとにリスクの状況を把握した上で、より大きなリスクから優先的に対応策を策定し順次実施していくことで、リスクの抑制や業務改善を推進しています。

CSAは取り組みの手法を充実させつつ本社全部門と全国の支社で毎年実施しており、業務改善を推進する全社運動として定着しています。

※ CSA：Control Self Assessment

リスク抑制・業務改善のサイクル



■ 事業継続計画(Business Continuity Plan)

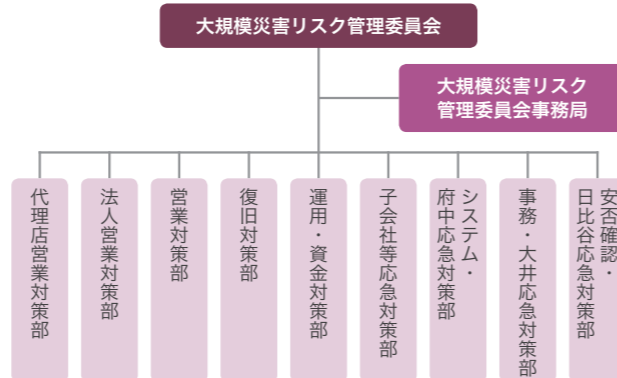
当社では、大地震発生時等にお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、平時より大規模災害リスク管理委員会等を設置し大規模災害に備えています。

また、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書を策定するとともに、首都直下地震等の大規模地震を想定した訓練をはじめとする各種訓練の実施や、被災に備えたシステムデータのバックアップの実施等、本社・支社が被災した場合でも保険金等のお支払いを適切に行える態勢を整えています。

2009年度に実施した各種訓練

目的	実施訓練
職員安否・初動確認	全社安否確認・初動対応訓練
	日比谷応急対策訓練
	大井応急対策訓練
	首都直下地震を想定した対策本部初動訓練
	府中応急対策訓練
	新型インフルエンザ対策訓練
インフラ確認・復旧	システムバックアップ機能確認
	ビル管理会社との連絡体制確認
	府中・大井各電算室火災訓練
事務継続	保険事務継続訓練
	運用・資金事務継続訓練
総合訓練	東海・東南海・南海地震訓練

災害対策の体制



■ 新型インフルエンザへの対応

病原性の高い新型インフルエンザのパンデミック時においても、保険金・給付金等のお支払いや保全事務等のサービスを安定的にお客さまに提供するため、事業の継続に関する対応を定めた「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策基準書」を策定するとともに、マスク・消毒液等の対策物資の備蓄等を行いました。

コンプライアンス(法令等遵守)

当社では、法令や社会的規範等を遵守した事業活動を行うことが社会的責任を果たすための大前提であると認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、全社を挙げて推進しています。

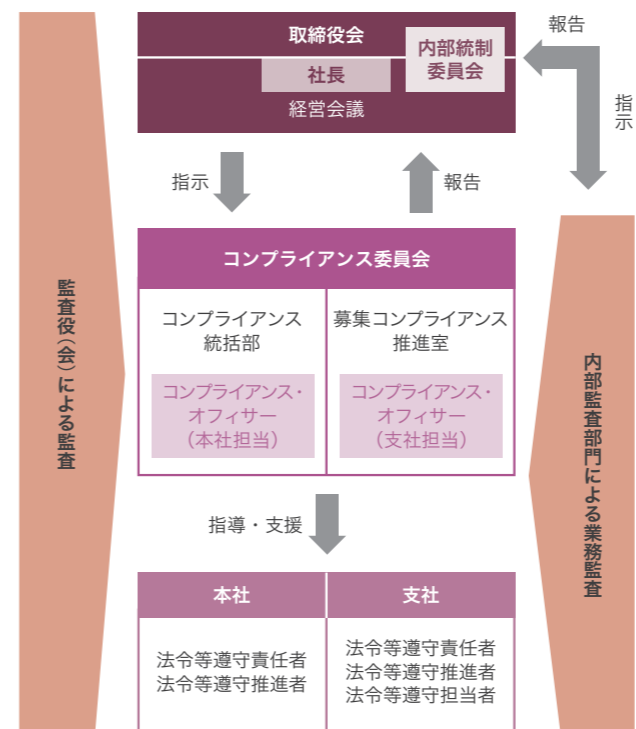
■ コンプライアンス推進態勢

コンプライアンスに関する推進状況は、コンプライアンス委員会や経営会議等で定期的に検証を行い、経営層が主体となって重要なルールの見直し等を行う態勢としています。

各部・各支社では、所属長が法令等遵守責任者としてコンプライアンス推進の責任を担い、法令等遵守推進者を中心に職員教育等コンプライアンスを推進しています。

また、迅速・的確に問題解決を図るため、各職員が直接相談する専門の社内窓口を設置しています。さらに2010年4月には、社外の弁護士が直接相談を受け付ける体制も整備し、一層の態勢強化を図りました。

コンプライアンスに関する組織体制



Web コンプライアンスに関する方針・規程等の体系

■ コンプライアンス・プログラムを核とした推進取組

コンプライアンスに関する取り組みは、年度ごとの課題に応じて策定するコンプライアンス・プログラムを核として推進しています。プログラムの取組状況は定期的に経営層が検証し、適宜課題の見直しを行っています。

また、各部・各支社のすべての所属長は、「コンプライアンス推進に関する確認書」により、半期ごとに自身と自組織の取組状況の検証を行い、認識した課題を次期のプログラムに設定して改善につなげ、常にPDCAサイクルを実践していく取り組みを行っています。

2010年4月には、法令改正や当社の株式会社化等を踏まえコンプライアンスマニュアルを改定し、全役職員に配付の上、知識教育を強化しました。

情報資産の保護・管理

当社では、お客さまの大切な個人情報等をお預かりしていることから、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、適切な情報資産保護・管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

また、情報資産保護の推進に関する主な取組事項を情報資産保護専門委員会で協議した上、コンプライアンス統括部を中心とした各担当所管にて具体策を策定し、各部・各支社の所属長である法令等遵守責任者等を通じ、全社に対する推進を図る態勢としています。

2009年度には、情報漏えい防止の観点から、インターネットメール送信や外部記憶媒体取扱い等のルールを改訂するとともに、体系的なチェックを強化しました。こうしたルールの導入等に当たっては、全社で定期的に実施する研修・点検により全役職員への徹底を図っています。

2009年度の主な取り組み

2009年5月	インターネットメール送信時のセキュリティ強化
2009年9月	外部記憶媒体へのデータ書出し時のセキュリティ強化
2010年1月	職員私有パソコンにおける会社情報の利用禁止の強化
2010年4月	株主さま個人情報保護方針の制定・公開

子会社等における業務の適正の確保

当社は、子会社等の取締役会等による意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況等を確認しています。また、子会社等の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルール等を整備するとともに、子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議、内部統制委員会等に報告しています。

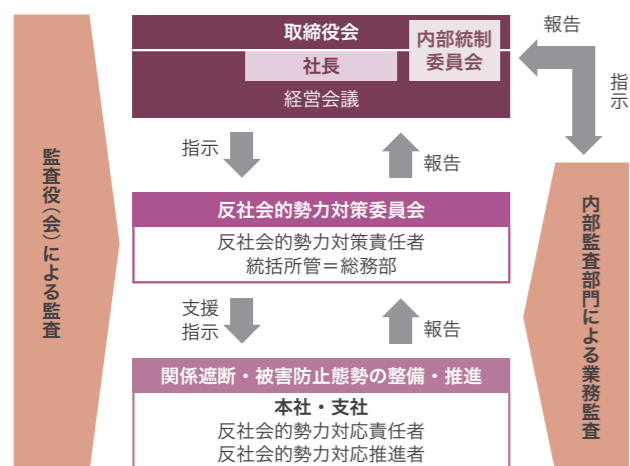
反社会的勢力による被害の防止

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力による被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について内部統制基本方針に規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を2008年4月1日付で制定しました。さらに、基本方針・規程に基づき、「反社会的勢力対策基準書」を2009年5月1日付で制定し、役職員が遵守すべきルールや反社会的勢力との関係遮断・被害防止に向けた具体的な取り組みの詳細について明確化しています。

各部・各支社では反社会的勢力対応責任者および反社会的勢力対応推進者を定め、反社会的勢力からの不当要求等には、責任者・推進者を中心に統括所管である総務

反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する組織体制



部および外部専門機関と連携の上、組織として適切な対応を図る態勢としています。

財務報告に係る内部統制

2010年4月の株式上場に伴い、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制への対応を行っています。

財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制等の内部統制の有効性の評価を実施した結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書とあわせて提出しました。

また、内部統制報告書の適正性を確認するため、会計監査人による内部統制監査を受けています。

業務監査による内部統制等の適切性・有効性の検証

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査により内部統制等の適切性・有効性を検証しており、以下のような態勢を構築しています。

■ 業務監査態勢等の整備

内部統制基本方針のもと、業務監査の基本的事項や実施要領等に関する規程を制定し、全役職員に公開しています。

各業務執行所管や募集代理店に対する業務監査組織として業務監査部を設置し、各業務執行所管や募集代理店から独立した組織として業務監査を実効性のあるものとしています。

■ 業務監査の実施

事業年度ごとに取締役会において重点業務監査項目等の業務監査の大綱を決定し、これを基に業務監査の年度実施計画を業務監査部担当執行役員が決定しています。業務監査結果を定期的に取締役会等において経営層に報告するとともに、被業務監査組織には速やかに改善計画の立案を求め、改善計画の実施状況の管理を行うことで、業務監査を通じた改善を推進しています。

株主・投資家の皆さまとのかかわり

株主・投資家の皆さまから信頼と適切な評価をいただくことを目指し、安定的な成長による利益の還元に努めるとともに、積極的にコミュニケーションを図っていきます。

IR活動方針

当社は、IR活動を通じ、株主・投資家の皆さまに対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に提供します。そして、その内容を的確に理解していただけるように努めていくことで、皆さまからの信頼と適切な評価を得ることを目指しています。

また、当社は、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い、情報開示を行います。そのほかの情報についても、当社に対する理解を深めていただけると考えられるものに関しては、適時・適切に開示を行います。

皆さまよりいただいたご要望、評価については、経営幹部による会社経営の参考にするとともに、適切な情報管理に基づき社内でも情報を共有し、企業価値の向上に役立てていきます。

株主総会

株主数が約137万人と日本最大になったことを踏まえ、高い収容能力がある幕張メッセを会場として、2010年6月28日に第1回定時株主総会を開催しました(当日ご出席株主数 3,096名 開催時間2時間48分)。株主総会では、大型のスクリーンを活用し、株主の皆さまにとって視覚的に、見やすく分かりやすい事業のご報告に努めました。加えて、社長より「企業価値向上への取り組み」についてご説明しました。また、株主の皆さまと総会の議案や当社の経営等についての質疑応答を行い、コミュニケーションの充実に努めました。

株主総会招集ご通知については、株主の皆さまに十分ご検討いただけるよう早期の発送を行い、発送と同時に東京証券取引所および当社のホームページに和文・英文にて公開しました。



株主総会

株主総会後には当社の事業内容や取組課題等をお知らせするために「株主の皆さまへ」をお送りしました。

コミュニケーションと情報開示

機関投資家・証券アナリストの皆さま向けには2010年3月期決算報告について電話会議でご説明し、さらに決算・経営説明会を開催しました。電話会議・説明会の内容を広く株主・投資家の皆さまにご覧いただくため、説明会資料や電話会議の音声、説明会の映像、質疑応答の要旨等を当社のホームページ「株主・投資家の皆さま」に掲載しています。加えて、第三者が主催する個人投資家向けIRイベントに積極的に参加し、個人投資家の皆さまに当社の経営への理解を深めていただくよう努めます。



第一生命オフィシャルホームページ「株主・投資家の皆さま」

株主配当の方針

当社は、健全性強化、契約者配当とのバランスに配慮しつつ、中長期的に安定的な株主還元の実現を目指します。具体的には、連結修正純利益[※]に対する配当性向を20%～30%とすることを目指しつつ、連結・単体の業績動向、市場環境、規制動向等を総合的に勘案し、毎期の配当を決定します。

なお、株式会社化直後ではありますが、2010年4月16日を基準日として、1株につき1,000円の第1回株主配当を実施しました。

[※] 連結修正純利益とは実質的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益に危険準備金の法定超過繰入額(税引後)を加算するなどして算出しています。

